

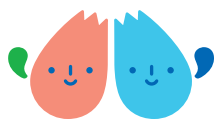
社会保険 とやま

SHAKAI HOKEN TOYAMA

2023.8

隔月発行

No. 647



CONTENTS

「日本年金機構」からのお知らせ

- 医療職として新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事したことによる給与収入の特例措置の延長について
- 技能実習生を受け入れている事業主の皆様へ

「協会けんぽ」からのお知らせ

- 事業主様へのお願い
事業者健診結果を協会けんぽにご提供ください
- ～お薬と賢く付き合う方法～ ポリファーマシーについて

「社会保険協会」からのお知らせ

- 「冬季温水プール・トレーニング」共通利用補助券のご案内
- 宿泊利用補助のお知らせ
- 第28回健康保険ビーチボール大会の参加者募集について

お子様からご年配の方まで、一日ゆっくりと

環境ふれあい施設らくち～の 〒939-0729 富山県下新川郡朝日町舟川新35
TEL 0765-82-0990

25mの温水プールは水深を自動で調整でき、お子様も安心してご利用いただけます。

又、露天風呂やジェットバス、サウナを完備した大浴場や、お食事処、岩盤温浴、フィットネスジムもあり、お子様から大人まで思い思いに楽しめる施設です。

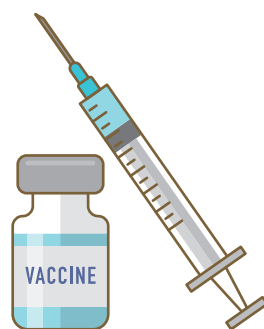


医療職として新型コロナウイルス ワクチン接種業務に従事したことによる 給与収入の特例措置の延長について

健康保険の被保険者に扶養されている方(被扶養者)、国民年金第3号被保険者の認定および被扶養者の資格確認の際に、収入を確認するに当たっては、被扶養者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むものとして算定することとしています。

新型コロナウイルスワクチン接種業務(以下「ワクチン接種業務」という。)は、例年になく対応として、期間限定的に行われるものであり、また、特にワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となっているという特別の事情を踏まえ、特例措置として医療職の方がワクチン接種業務に従事したことにより得た給与収入は、収入確認の際、年間収入に算定しないこととしていましたが、この特例措置について期間が令和6年3月末まで延長されました。

なお、船員保険法に規定する被扶養者の認定および収入の確認においても同様の取り扱いとなります。



● ● ● 特例措置の対象者および対象となる収入 ● ● ●

● 対象者

ワクチン接種業務に従事する医療職の方(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士および救急救命士)

● 対象となる収入

令和3年4月から令和6年3月末までの期間において、ワクチン接種業務により得た収入。

● ● ● 特例措置にともなう対応 ● ● ●

上記対象者の方で、被扶養者または国民年金第3号被保険者に関する届出を行う場合は、次の1および2について、ご注意ください。

1. 扶養認定時における被扶養者(異動)届・第3号被保険者関係届の記載方法等について

- (1) 認定対象者の「収入(年収)」欄に記載する今後1年間の年間収入見込額は、ワクチン接種業務による収入見込額を除いた金額を記載してください。
- (2) 届出に当たって「添付する収入額が確認できる書類(給与明細等)」に、ワクチン接種業務による収入額が含まれている場合には、届書の「扶養に関する申立書」欄に、ワクチン接種業務に医療職として従事した旨および当該業務による収入額を記載してください。

※ 船員保険被扶養者(異動)届を提出する場合は、「扶養に関する申立書」欄がないため、「(タ)備考」欄にワクチン接種業務に医療職として従事した旨および当該業務による収入額を記載してください。

2. 被扶養者の方の収入確認

現在、被扶養者となっている方であって、ワクチン接種業務により収入が増え、年間130万円（または180万円）を超える見込みであっても、当該業務により得た収入を除いた額により引き続き被扶養者に該当するか判断することになります。

技能実習生を受け入れている 事業主の皆さまへ

日本に住所を有する方は、国籍を問わず公的年金制度に加入する義務があり、日本に滞在する技能実習生の方々も厚生年金保険または国民年金のいずれかに加入する必要があります。

技能実習期間中に加入する公的年金は、技能実習先の会社が厚生年金保険の適用事業所である場合、講習期間と実習期間とで加入する年金が異なります。
詳しくは以下の点線枠のとおりです。

厚生年金保険への加入は事業主が年金事務所に、国民年金への加入は技能実習生ご自身がお住まいの市区役所・町村役場の国民年金窓口（またはお近くの年金事務所）に、それぞれ加入手続きを行う必要があります。

国民年金の届出漏れがあった場合、講習期間中の国民年金への加入のお知らせが届く場合があります。技能実習生の方々から相談があった場合など、国民年金への加入や免除手続きの案内にご協力をお願いいたします。



技能実習期間中に加入する公的年金

①講習期間中：国民年金

※日本に住所を有してから講習が始まるまでの間も国民年金に加入します。

※国民年金加入中は技能実習生ご自身で保険料を支払う必要があります。保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の免除・納付猶予制度があります。

②実習期間中：厚生年金保険または国民年金

※技能実習先が厚生年金保険の適用事業所の場合、技能実習生も厚生年金保険に加入します。

個人事業所であり適用されていない場合は、講習期間から引き続き国民年金に加入します。

講習開始

実習開始





事業主様へのお願い

事業者健診^(※)結果を協会けんぽにご提供ください

※事業者健診とは、労働安全衛生法に基づいて事業所が従業員に行う定期健康診断のことです。

対象者

40～74歳の協会けんぽ富山支部の被保険者様

生活習慣病予防健診を受診された方の健診結果はご提供いただく必要はありません。

Check! 従業員の健診結果を提供しても大丈夫?

「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第27条」により、事業主様は定期健康診断結果を提供することが義務付けられています。このように法律で義務付けられている場合、健診を受けた従業員様の同意は必要なく、個人情報保護法上の責任を問われることはありません。

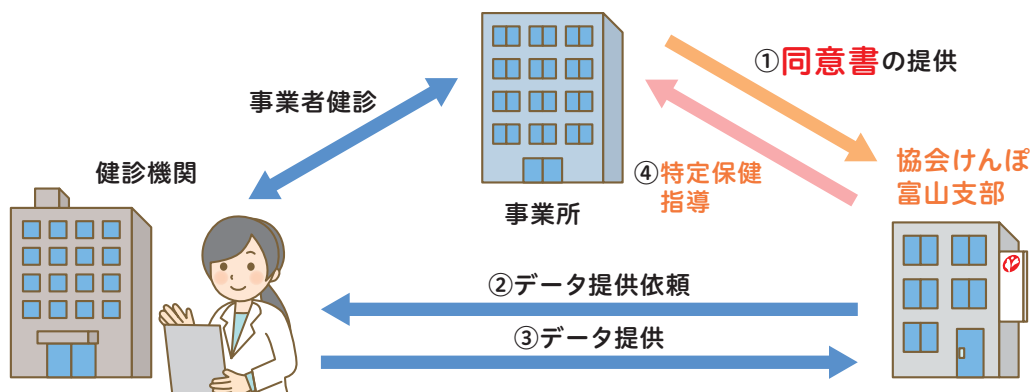


手続きの流れ

①協会けんぽに、「**健診結果の提供にかかる同意書**」をご提出ください。

②同意書をもとに、協会けんぽから健診機関へ健診結果データ提供の依頼^{*}を行います。

^{*}協会けんぽと健診結果データ提供にかかる契約を取り交わしている健診機関で受診された場合に限りです。それ以外の健診機関で受診された場合は、健診結果票(写)の提出をお願いしております。



同意書はHPからダウンロード可能!

協会けんぽ富山 同意書

検索

詳しい内容は
こちらからも▶



データ提供のメリット

①特定保健指導が無料で受けられる!

生活習慣病の前段階である「メタボリックシンドローム」リスクのある方は、健康のプロである保健師・管理栄養士によるサポートを受けられます。

②保険料率の抑制につながる!

健診結果を提供いただくことで「インセンティブ制度(報奨金)」の評価項目の一つである「健診受診率」が向上し、富山支部の健康保険料率の引き下げが期待されます。

③マイナポータルで健診結果を確認できる!

マイナポータルに健診情報が登録されるため、自身で情報の閲覧ができるほか、医療機関等でデータに基づく適切な診療・治療が受けられます。

お問い合わせは 協会けんぽ富山支部 保健グループ【☎076-431-5273】まで

～お薬と賢く付き合う方法～ ポリファーマシーについて

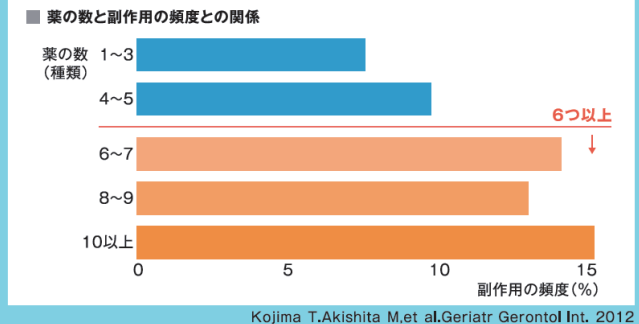


ポリファーマシーという言葉を目にしたことはありますか？

ポリファーマシーは、「Poly(多くの)」+「Pharmacy(薬)」を意味しますが、単に服薬する薬剤数が多いということではなく、薬剤が多いことにより、薬物有害事象(副作用等の好ましくない症状)のリスク増加や、服薬過誤などの問題につながる状態のことです。

お薬の数が増えると副作用が 起こりやすくなる

副作用(ふらつき、転倒、物忘れ等)の発生頻度は、**服用するお薬の数(種類)にほぼ比例して増え**、高齢者では**6種類以上**になると、特に副作用が発生する頻度が高まるというデータもあります。



薬の疑問は、かかりつけの医師や薬剤師に相談しましょう

●お薬手帳は 一冊にまとめましょう

かかりつけ医やかかりつけ薬剤師を決めて、自分の病気と薬についてすべて把握してもらうようにしましょう。そして、複数のお薬手帳をお持ちの場合は、薬の重複を防ぐためにも一冊にまとめましょう。



●使っている薬は必ず 伝えましょう

病気ごとに異なる医療機関にかかっている場合、薬が重複したり増えすぎないように、医師や薬剤師に使っている薬(市販薬も含め)をすべて正確に伝えましょう。



●自己判断で薬の使用を やめない

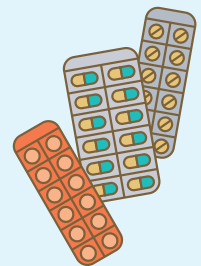
薬の種類が多いからといって、勝手に使用をやめることによるトラブルも多いので、自己判断で薬の使用をやめないようにしましょう。

処方された薬はきちんと使うことが大事です。



●高齢家族の服薬に 関心を持ちましょう

年齢とともに服用するお薬の種類は増えていく傾向にあります。ご家族が誤った服薬をしていないか、飲み残しが残っていないか、定期的にかかりつけ医やかかりつけ薬剤師に確認してもらいましょう。



マイナ保険証の利用でより良い医療が受けられます

マイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくと、ご本人の同意のもと過去の通院歴や受診内容、処方されたお薬などの情報が医師・薬剤師に共有され、正確なデータに基づく診療・薬の処方が受けられます。

※マイナンバーカードの健康保険証利用には事前のお手続きが必要です。

くわしくはこちら





冬季温水プール・トレーニング 共通利用補助券のご案内



ご利用期間 令和5年10月1日～令和6年2月29日まで

利用対象者 協会会員事業所の事業主、被保険者、被扶養者

申込方法

4月号に同封の申込用紙に記入されるか、右記様式にて申込書を作成してください。(申込書は当協会ホームページの「各種申込書」より印刷することもできます)

返信用封筒に切手(*下表参照)を貼付し、宛先をご記入のうえ申込書と併せて当協会まで郵送してください。

※当協会へ直接取りに来られる場合は、事前にFAXしてください。

(FAX 076-433-3664)

なお、補助券の配布、発送は、9月中旬より始めますのでご了承ください。

申込様式

冬季温水プール・トレーニング 共通利用補助券申込書

事業所名	
事業所所在地 〒	
協会会員番号 (例) 1-3373	
電話番号	FAX番号
担当者名	希望枚数 枚

各補助券共通事業所規模上限枚数

事業所規模	上限枚数	切手料金	事業所規模	上限枚数	切手料金	事業所規模	上限枚数	切手料金	事業所規模	上限枚数	切手料金
1～9人	10枚	84円	50～99人	40枚	94円	300～399人	100枚	140円	750～999人	250枚	250円
10～29人	20枚	84円	100～199人	50枚	94円	400～499人	150枚	210円	1,000人以上	300枚	250円
30～49人	30枚	94円	200～299人	80枚	140円	500～749人	200枚	250円			

*利用補助券については、配布枚数を事業所規模(賛助会費区分)に応じ、上表のとおり上限枚数を設定させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

*発行枚数に限りがありますので、なくなり次第配布を終了させていただきます。

ご利用方法

利用補助券に事業所名、氏名、利用年月日を記入して、利用される下記施設にご提出のうえ、会員利用料をお支払いください。

施設名	対象者	利用時間	一般利用料→ 会員利用料	利用可能エリア
とやま健康パーク(富山市)※	高校生以上	3時間	1,000円 → 700円	プール・トレーニングジム・浴室(温泉)
らくちへの(朝日町)	中学生以上	1日	1,230円 → 930円	プール・トレーニングジム・浴室
桜ヶ池クアガーデン(南砺市)	中学生以上	1日	1,650円 → 1,020円	プール・浴室(温泉)
常願寺ハイツ(立山町)	高校生以上	2時間	660円 → 360円	プール・トレーニングジム・浴室

※プールエリア工事のため、ご利用いただけない期間があります。工事期間等詳細は施設にお問合せください。とやま健康パーク ☎076-428-0809

宿泊施設利用補助のお知らせ **1人につき1,000円補助**

対象者 協会会員事業所の事業主、被保険者、被扶養者(宿泊に限ります)

申込方法

下記申込様式に必要事項をご記入のうえ**返信用封筒と切手(20枚まで84円切手)**を同封し、当協会まで送付してください。当協会へ直接受け取りに来られる場合は、事前に**FAX(076-433-3664)**でお申し込みください。

「宿泊利用補助券」は、各施設へ宿泊のご予約をされた後にお申し込みください。後日、利用日を明記した「宿泊利用補助券」を送付またはお渡ししますので、ご利用の施設へ提出願います。

利用期間

通年

補助金額

1人1年度1回のみ1,000円補助

対象施設

申込様式

ひみのはな

氷見市姿400
TEL(0766)79-1324

<http://www.himinohana.jp/>



つるぎ恋月

中新川郡上市町湯上野1
TEL(076)472-6333

<https://www.tsurugi-koizuki.com/>



利用施設名	
利用年月日	令和 年 月 日～令和 年 月 日
事業所名	
事業所所在地	〒 -
電話番号	() -
協会番号	(例) 1-3373
健康保険証番号	利用者氏名

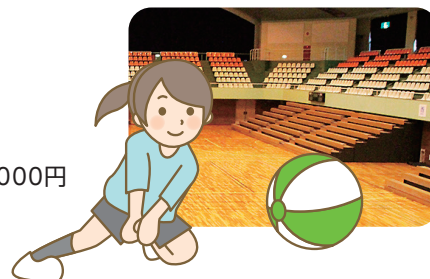


第28回 健康保険ビーチボール大会

開催日 10月7日(土) 開会式 9時～

会場 富山県総合体育センター(富山市秋ヶ島183)

参加者募集!



参加資格 協会管掌・組合管掌健康保険の事業主、被保険者及び配偶者

競技区分 混合の部(試合に出場する男性が2名以内であること。女子のみも可)

参加料 1チームにつき 会員事業所 1,000円 非会員事業所 3,000円
(傷害保険料含) ●参加された各チームに参加賞をお渡しします。

適用規則 日本ビーチボール協会認定ルール適用

申込方法 下記参加申込書を作成の上、FAX(076-433-3664)にて9月22日までお申し込みください。受付後のご連絡はいたしません。
ホームページに9月25日より掲載の受付名簿をご確認のうえ、当日ご参加ください。

実施要項 **要項は、当協会ホームページの新着情報に掲載しますので、ご確認ください。**

※マスクの着用は義務付けませんが、参加される方ご自身の体調等に応じ、マスクの着用をお願いします。
こまめな手洗い、手指消毒をお願いします。

※ビブス(ゼッケン)の貸出はしませんので、各チームで用意してください。

- チーム編成**
- 同一事業所に勤務する人で編成することとし、1チームのメンバーは7名以内となります。
 - 同一事業所でのチーム編成が困難な場合、2以上の事業所が連合して1チームを編成することが可能です。
 - 7名登録の場合、監督は選手を兼ねることができます。
 - 同一者を複数のチームに登録することはできません。
 - 大会当日、選手は必ず下記のゼッケン番号を前後に表示してください。

申込様式

申込期限
9月22日(金)
必着

ふりがな					
チーム名	注意: 事業所名としてください。 同一事業所で複数参加の場合は語尾にA・B…とつけてください。				
事業所名		協会番号	(例) 1-3373		
事業所住所	〒 -				
電話番号	() -				
代表者名		代表者連絡先	() -		
ゼッケン番号	氏名	性別	年齢	被保険者証番号	
1	監督				
2	主将				
3					
4					
5					
6					
7					

お問い合わせ先

一般財団法人 富山県社会保険協会
〒930-0805 富山市湊入船町3-30 KNB入船別館2F

TEL 076-433-3663 FAX 076-433-3664
<https://www.shaho-toyama.or.jp/>



一般財団法人 富山県社会保険協会

令和4年度事業報告及び決算報告

会員の皆様におかれましては、当社会保険協会の事業運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。本年6月定例理事会・定時評議員会にて、令和4年度の事業報告並びに収支決算に関する審議が行われた結果、いずれも原案どおり可決承認されました。

令和4年度 事業報告(概要)

1 制度の啓発事業

- (1) 広報誌「社会保険とやま(年6回発行)」を会員事業所及び関係機関等に配付し、社会保険制度の周知・啓発に努めた。
- (2) 協会のホームページに広報誌や新着情報を掲載して、制度の啓発や健康づくり事業等の促進を図った。
- (3) 会員事業所の事務担当者を対象にした健保・年金・雇用・労働保険の実務について、県内6会場での事務担当者講習会及び動画配信によるWeb講習を実施し、社会保険制度への一層の理解を促進した。

2 健康づくり事業

- (1) 希望される会員事業所に臨床心理士や運動指導士を派遣しての「健康講習会」、あるいは健康運動指導者を派遣しての「健康体操」を開催すると共に、動画配信を活用してのWeb講習を実施した。また、職場での利用が難しい被保険者の方を対象にして、会場やWebを活用した健康講座「ヨーガ講座」を行い、健康に対する意識の向上と健康づくりを実践した。
- (2) 被保険者等の健康の保持増進を図るため、ボウリング教室等を実施した。

3 福利厚生事業

「山の家」「山の温泉」「海の家・プール」「スキーリフト」「黒部峡谷鉄道」「宿泊施設」「県外宿泊施設」「優待施設」「冬季温水プール・トレーニング」「美術館(企画)観覧」「ボウリング場」「ゴルフ練習場」「東京デイズニースーツ」「バッティングセンター」「富山市ファミリーパーク」の利用補助事業を実施した。

4 支援事業

事業所の事務担当者、年金委員及び健康保険委員の資質の向上を図るため、社会保険制度の参考図書の配付や富山県社会保険委員会連合会に対する助成を行った。

令和4年度正味財産増減計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

【経常増減の部】

(単位:円)

経常収益	基本財産運用益	0
	特定財産運用益	0
	受取会費	38,179,893
	事業収益等	993,600
	経常収益計	39,173,493
経常費用	制度の啓発事業費	17,955,042
	健康づくり事業費	7,804,323
	福利厚生事業費	7,242,720
	支援事業費	1,763,000
	人件費	3,335,150
	その他費用	5,507,696
	経常費用計	43,607,931
	当期経常増減額	△4,434,438

【経常外増益の部】

(単位:円)

経常外収益	0
経常外費用	0
当期経常増減額	0
当期一般正味財産増減額	△4,434,438
一般正味財産期首残高	96,569,165
一般正味財産期末残高	92,134,727

日本年金機構からのお知らせ

令和5年9月・10月の年金出張相談所(事前予約制)

相談時間 午前10時～午後3時

- 年金出張相談所にお越しの際は、事前にお電話でご予約願います。(予約先:管轄年金事務所)
- 基礎年金番号通知書・年金手帳、年金証書、各種通知書や印鑑等をご持参ください。
- 代理の方がお越しになる場合は、委任状をお持ちください。
- 個人情報保護のため、本人確認にご協力願います。

富山管内

大久保ふれあいセンター	9月 8日(金)	10月13日(金)
八尾コミュニティセンター	9月 6日(水)	10月 4日(水)
婦中行政サービスセンター	9月15日(金)	10月20日(金)

高岡管内

氷見市役所	9月13日(水)	10月11日(水)
氷見商工会議所	9月27日(水)	10月25日(水)
射水市役所	9月19日(火)	10月17日(火)

魚津管内

滑川市役所	9月14日(木)	10月12日(木)
上市町働く婦人の家	9月26日(火)	10月24日(火)
立山町元気交流ステーション	9月 7日(木)	10月 5日(木)
入善町役場	9月21日(木)	10月19日(木)
朝日町役場	9月20日(水)	10月18日(水)

砺波管内

小矢部市役所	9月 5日(火)	10月 3日(火)
城端市民センター	9月12日(火)	10月10日(火)
福光市民センター	9月28日(木)	10月26日(木)

来訪相談のご予約は

「予約受付専用電話」へ 0570-05-4890

●受付時間

月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15
※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。IP電話・PHSからは
03-6631-7521へ

年金相談についての一般的なお問い合わせは

「ねんきんダイヤル」へ 0570-05-1165

●受付時間 月曜日 午前8:30～午後7:00(休日の場合を除く)

火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00IP電話・PHSからは
03-6700-1165へ

年金の加入に関する一般的なお問い合わせ(事業所、厚生年金加入者向け)

「ねんきん加入者ダイヤル」へ 0570-007-123

(事業所、厚生年金加入者向け)

●受付時間 月～金曜日 午前8:30～午後7:00
第2土曜日 午前9:30～午後4:00
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。IP電話・PHSからは
03-6837-2913へ

ねんきん定期便・ねんきんネットに関するお問い合わせ

「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」へ 0570-058-555

●受付時間 月曜日 午前8:30～午後7:00(休日の場合を除く)

火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00IP電話・PHSからは
03-6700-1144へ

富山年金事務所 076-441-3926

高岡年金事務所 0766-21-4180

魚津年金事務所 0765-24-5153

砺波年金事務所 0763-33-1725

受信後は、ご案内のアナウンスが流れます。ご希望の番号を選択いただくことで担当者へのお取次ぎを行いますので、その後、ご用件を申し付けください。

【発行】一般財団法人 富山県社会保険協会 富山市湊入船町3-30 TEL 076-433-3663 FAX 076-433-3664

<https://www.shaho-toyama.or.jp/>

令和5年8月20日

【記事提供】日本年金機構中部地域部 / 全国健康保険協会富山支部

(富山・高岡・魚津・砺波年金事務所)

〈制作・印刷〉

株式会社富士印刷